

第四十六回国会 衆議院 通信委員會議録 第十三号

昭和三十三年三月二十五日(水曜日)

午後零時八分開議

出席委員

委員長 加藤常太郎君

理事 秋田 大助君 理事 佐藤洋之助君

理事 志賀健次郎君 理事 森山 欽司君

理事 大柴 滋夫君 理事 栗原 俊夫君

理事 森本 靖君

小淵 恵三君 上林 山榮吉君

木部 佳昭君 椎熊 三郎君

中村 寅太郎君 中山 榮一君

榎本 登美三郎君 山本 幸雄君

安宅 常彦君 片島 港君

佐々木 更三君 下平 正一君

永井 勝次郎君 畑 和君

出席國務大臣

郵政大臣 古池 信三君

出席政府委員

郵政事務次官 金丸 信君

郵政事務官 武田 功君

(大臣官房長官)

郵政事務官 畠山 一郎君

(通信監理官)

郵政事務官 淺野 賢澄君

(貯金局長)

郵政事務官 田中 鎮雄君

委員外の出席者

日本電信電話公 大橋 八郎君

社總裁

日本電信電話公 宮崎 政義君

社計画局長

日本電信電話公 井田 勝造君

社経理局長

専 門 員 水田 誠君

三月十八日

委員佐藤孝行君辞任につき、その補

欠として砂田重民君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員砂田重民君辞任につき、その補

欠として佐藤孝行君が議長の指名で

委員に選任された。

同月二十四日

委員片島港君及び下平正一君辞任に

つき、その補欠として松浦定義君及

び原茂君が議長の指名で委員に選任

された。

同日

委員原茂君及び松浦定義君辞任につ

き、その補欠として下平正一君及び

片島港君が議長の指名で委員に選任

された。

三月十八日

簡易生命保険法の一部を改正する

法律案(内閣提出第九三三号)(参議院

送付)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

簡易生命保険法の一部を改正する法

律案(内閣提出第九三三号)(参議院送

付)

電気通信に関する件(日韓間の海底

ケーブルに関する問題)

○加藤委員長 これより会議を開き

ます。

簡易生命保険法の一部を改正する法

律案を議題として審査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次こ

れを許します。小淵恵三君。

○小淵委員 簡易生命保険法の一部を

改正する法律案に対して質問をさ

していたと思いますが、私、本委員会初

めての質問でありますので、いささか

要領を得ない点もあるかと思ひます

が、よろしくお願いしたいと思ひま

す。

さきに趣旨説明をいただきましたこ

の法律案でありますけれども、このた

びの改正案の骨子の一つは、最高制限

額を五十万円から百万円に引き上げ

ること、あるいは最低を五万円に引き上

げることであると思ひますが、その引

き上げの基準がどこから、そして算定

の基礎をどこに求めているか、御答弁

願いたいと思ひます。

○田中(議)政府委員 現在の五十万円

は昭和三十三年の四月一日に引き上げ

られたのでありますが、その後の一般

社会経済事情にかんがみまして、五十

万円では保険の保護として不十分であ

るという意見が一般加入者その他のほ

うからも出ておりますし、私もこのほ

うに引き上げを検討した次第でござい

ます。

それでは幾らに上げるかという点で

ございまして、今回五十万円から一億百

万というところで法案を提出したのでご

ざいまして、この根拠をいたしまし

ては、まず保険金はどういう点に使わ

れるか。これは死亡の場合と満期の場

合とあるわけでありまして、死亡の場

合をとって見ますと、それまでに普通

考えられます医療費、それに葬祭費、さ

らに遺族の生活費、この三点が一応問

題になるわけでありまして、これは健

康保険の医療費あるいは一般の葬祭

費、さらには全部市勤労者の遺族の生

活費、こういうものを勘案いたします

と、大体百二十万程度になるわけでご

ざいまして、それから老後の生活安定費

でございますが、満期保険金によって

老後の生活を維持する場合に、どの程

度の金額が必要か。これは一例といた

しまして、五十五歳満期または七十歳

満期といったような点につきまして検

討いたしました。大体これも百万円か

ら百五十万円程度になるというよう

な点を考慮いたしまして百万円というふ

うに決定した次第でございます。

それから最低限五万円の問題でござ

いまして、これは現在一万円というこ

とになっております。一万円という保

険金額はいかにも低額でありまして、

生命保険としての価値に乏しいという

ふうに思われますし、また最近におけ

る新契約の状況を見ますと、保険

金額一万円というものは非常に少ない

のでありまして、五万円未満のものが

全体の四割程度でございます。一方、

事業の経営上から見ても、あまり小

額な保険金というものは、実際の

事務の取り扱い上は高額のものとは

ほとんど変わりがないということもあり

まして、今回五万円に引き上げたい、

かように考えた次第であります。

○小淵委員 大臣が参りましたので、

今度の改正案の中で最も重要と思われ

る問題であります、民間保険を非常に

圧迫するのではないかとということにつ

いて御質問したいと思います。

およそ近代的な生命保険制度とい

うものは、一人が万人のために、万人が

一人のためにという相互扶助の精神か

ら、国家財政上限度のある社会保障を

補充する意味で非常にすぐれた制度で

あると思っておりますが、理屈の上で

は、社会保障が行き届けば、個別の保

険などというものは不要になってしま

う、こういうふうに思われますが、こ

れは現実にはむしろ逆のようで、文化

文明が進めば進むほど保険というもの

の必要が増しているようで、アメ

リカや西欧先進国の生命保険普及の高

さがこの間の事情をよく物語っている

と思ひます。先ほど、官民両方の保険

が協力して、わが国全体の生命保険事

業を発展させていくという御趣旨の説

明がありました。官民両方の保険の

適正な競争は、おっしゃるとおり必要

だと思ひますが、この法案で五十万円

から百万円とかなり大幅な保険金の引

き上げを実施いたしますと、逆に簡易

保険が民間保険を圧迫するような事態

を生ぜしめないか、そしてまた、適正

な競争と申されておるわけであります

が、それでは適正な競争をする相手方

である民間保険の業者との話し合いを

せられるものであるか、その点につい

て御答弁願ひます。

○古池國務大臣 答えたいします。

御承知のように、以前は民間保険のほうで、簡易保険に對しまして、自分たちの生命保険の事業を圧迫するものではないか、こういうふうな声が相当あったのでございます。しかしながら最近におきましては、国民の所得もどんどん上昇しておりますし、また生命保険という思想が一般国民の中に普及してまいりましたので、以前いわれておりましたような、簡易保険が民間保険を圧迫するというような反対的な声は、最近あまりないように存じております。また、実質的にいまして、決して簡易保険は民間の生命保険を圧迫するようなことはいたしておりません。むしろ民間の保険が最近すばらしく發展をしておることは御承知のとおりであらうと存じます。要するに、簡易保険も、民間保険も、それぞれお互いがよい意味において競争し合つて、条件等も十分に契約者のために有利になるような方向に向かつて努力をする、そして事業の經營そのものもますます堅実化していく、こういうふうな關係に今日あると存じますので、今回の最高限度を百万円に上げてみしても、それほど民間を圧迫するという結果にはならないと私は考えております。

○小淵委員 いま民間の生命保険会社とのいわゆる適正な競争をやられるという事柄でございますけれども、そういう競争をやられるなら、当然そういう民間の生命保険会社と一定のルールをつくるか、そういうような何らかの話し合いというものは全然行なわれないわけですか。

○古池國務大臣 民間保険業者との間にルールというものは別にございませ

んけれども、しかし、お互いが過当な競争をしてはいけませんので、やはりおのずからそこに常識的な競争の限度というものはあると存じます。いずれにしても、契約者のため、また国民一般に保険思想を普及して相互救済という觀念のもとに事業を發展させていくということが、すなわち、また民間のほうにもそれが立ち返つて民間保険を發展させる一つの契機にもなるのではなからうか、かように考えております。したがって、特別に民間保険業者とわれわれとが話し合いをするというようなことは今日いたしておりません。

○小淵委員 次に、小額の保険金を今度いろいろ整理されるわけですが、その問題について御質問申し上げたいと思います。

生命保険による保険保護の増大ということは、一方では全国民を対象として普遍的な普及をはかること、これも大切ですが、反面、被保険者一人一人の保険額を引き上げて、個人の保護を厚くすることもまた大切なことであると思ひますが、この意味で、最近民間保険で昭和二十一年八月十一日以前の小額契約の整理が話題になつてゐることもうなずけるのですが、この問題について簡易保険の場合はどのように考へておられるか、またこの小額契約が完全に整理される日はいつなのか、またその努力はどのような形でいま実行されつつあるか、あわせて御質問申し上げます。

○古池國務大臣 御承知のように、簡易保険が創業いたしました当時から、国民大衆に親しみやすい保険、また比較的小額で加入しやすい保険ということを目標にして今日の發展を見てま

いたのであります。しかし経済事情はだんだんと向上してまいりまして、今日あまりに小額な保険は実用の面からいひまして十分にその目的を達したいという情勢もありません。で、この際最低限を一万円から五万円にいたす、こういう処置をとりたいて考へておるのでございます。なお、從來ありました小額の保険につきましては、できるだけ無理のない方法によつて整理をしてまいりたい、こう考へておりますが、詳細なことにつきましては、政府委員のほうから御説明申し上げます。

○田中(義)政府委員 現在小額の契約といたしましては大体四百万件余り、金額にいたしまして十四億余りになつております。これをどういう方法で整理するか、私もどういたしまして、いわゆる繰り上げ満期という方法で整理する考へを持っております。ただ三十九年度は、戦後大量に募集いたしました契約のいわゆる集中満期、そのピークに当たる年でありまして、その事務処理等かなり複雑であります。要員の面におきましても相当問題がございまして、一応その繰り上げ満期の段階に踏み切りたい、かように考へておるわけでございます。

○小淵委員 それはいつごろなんですか。

○田中(義)政府委員 四十年年度までに大体集中満期の關係は終了いたしますので、四十一年度ごろから何とか手をつけられるようになるのではないかと、そういうめで検討しております。

○小淵委員 次に保険料引き下げの問題について御質問申し上げますが、簡易生命保険法の今回の改正が、一面ではいわゆる集中満期対策という事業經營上の要請からきてゐることもわかりますが、何といつても現在の社会経済情勢と申しますか、保険需要というものの制度自体をマッチさせて、加入者サービスを向上させるということに根本はあるのだらうと思ひます。生命保険といふものを一種の商品になぞらへることができると思ふのですが、需要に見合つた新製品を発売することももちろん大切だと思ふのですが、それにも増して大切なことは、消費者行政あるいは利用者行政という面から、特に最近の物価問題からんで保険料の引き下げという配慮は当然なされるべきではないかと考へます。最近の新聞を見ておきますと、民間保険でも何か死亡率の保険料への繰り込み方を考へて保険料を安くしていくというような準備がされておると報道されておりますが、なるべく安い保険料ということはいつとも標榜しておることでありまして、簡易保険では民保のこうした動きに對してどのように対処されるか、お答えをお願いしたいと思います。

○田中(義)政府委員 保険料率の問題につきまして、まことにただいまおっしゃられたとおりでございます。私も簡易保険は、なるべく安い保険料で保険の保護を提供するというのが使命となつておるわけでございます。最近、民間保険におきましては、この四月から保険料を引き下げたというようなことが新聞紙上に報道されておるのでございますが、その引き下げの要領を見てみますと、第一点は、保険料計算の基礎になる生命表、これを現在私

どものほうではもうすでに第十回表を使つておるのでございますが、民間ではいまだに第九回表を使用しておる、今回の引き下げにはこの九回表から第十回表に改めるというのが第一点ですが、この点につきましては、私どものほうはすでに実施しておるのであります。別に問題はないのでございまして、それにさらにつけ加へまして、維持費を引き下げるといふことも報ぜられております。こういうことになりま

と、現在の簡易保険の法定保険料よりも民間のほうで安くなるということでもございまして、これは私もとても慎重に検討しなければならぬ問題でございまして。

ただ、特に申し上げたい点は、倍額支払いの条項がございまして、これは私どものほうでは別に特約の保険料はとつておらないのでありますが、民間では特約保険料として別個の保険料を徴収しております。こういう点を考慮いたしますと、簡保のほうは依然として低額である、こういうことが言えるわけでございます。したがって、現在どういふ姿で民間保険の料率が引き下げられるかという点を、私も十分にその動向を確認いたしまして、今後さらに必要があれば保険料率の引き下げに踏み切りたい、かように考へておるところでございます。

○小淵委員 続いて、生命保険制度というものは、人間生活につきまとう死というふうな不幸な事件に對して、数多くの加入者から構成される保険集団で、保険料という形でみんなが少しづつ拠出した資金を、あとに残された不

幸な家庭に保険金として差し上げて、少しでもその家庭の経済的な負担を軽くしようというのが本旨だろうと考えます。そこで、国民の死亡率などをきめられておられると思いますが、簡易保険は無審査でありまして、からだの弱い人、民間保険で断られたような人が流れてくるような傾向があるのではないかと心配いたします。かりにそういう人があったとしても、わずかの期間保険料を払い込んだだけで保険金をもらつた場合、ほかの多くの正直な加入者はそのような不良契約のためにばかりを見たということになり、被害をこうむつたことになると思ひます。が、特に今度の改正で保険金が百万円になれば、現在の社会経済情勢のもとでは、この百万円という金額はなかなか魅力のある金額だと思ひます。そこでこの百万円を目当てに、さきに申し上げたような不良契約がふえてくるような心配はないか、これが一点であります。

さらにもう一つの改正点である新種保険の創設についても同じようなことが言えるのではないかと思ひます。ありますが、この新種保険の最高額五十万円に加入すれば加入者としては、従来の養老保険の保険料に少し保険料をプラスするだけで満期の場合の保険金五十万円が保証されるとともに、万一の場合には百万円の保険金が入つてくるというのですから、これまた魅力のある制度だと思ひます。だからそれだけに、この制度が悪用されても、不良契約がふえてくると、事業経営上はむしろ善良な多くの他の加入者に大きな損害を与えることになるのではないかと

と思ひますが、百万円と新種保険との両面で、このような危険を防止するためには何らかの対策を考へておられますか、お答えをいただきたいと思ひます。

○田中(鎮)政府委員 いただいた御指摘の逆選択の点につきましては、私も従来から十分気をつけておるつもりでございますが、ただいまお話のございましたように、今回百万円に引き上げる、あるいは死亡保障を厚くした新種保険の創設ということになりますと、いよいよそういう点に十分な考慮を払わなければならないと考えております。弱者が加入するおそれがあるというところは、これは事実でありまして、これが対策といたしましては、保険金の削減期間というものが設けられておるのでございまして、現在これは無審査保険として当然に設けられておる制度でございまして、そういう削減期間による事業の防衛、それから契約申し込み当時保険者に対する面接監査の励行、それから加入者側の誠実な告知を得るよう今後大いに指導してまいりたいと思ひております。

新種保険におきましては、一般の養老保険に比較いたしましてさらに危険が増大するおそれがありますので、削減期間を一般のものに比較いたしまして若干強化しております。契約してから六カ月未満、これは災害または法定伝染病で死亡した場合は別でございまして、普通病死の場合には払い込み保険料相当額を支払う、これは現在の制度と同様でございまして、一年未満の場合には一般の養老保険は三割のところを二割にする、それから二年未満は六割のところを五割にする、そのような点をつけ加えまして、不良契約者が加

入することのないようつとめておるつもりでございします。

○小淵委員 さらに質問をいたしますが、保険金の引き上げや、新種保険の発売あるいは保険料の引き下げ、こういう一連の施策は、商品としての保険の売買と申しますか、直接金銭的な取引上の加入者サービスの一つの手段だと思ひますが、簡易保険ではこれに加えて、現物給付的な加入者の福祉施設がかなり整備されておると聞いております。しかし一方では、加入者ホームと申すのですが、老人ホームに入居を申し込んでも、申し込み者が多いので、なかなか自分の順番が回つてこない。ちょっと家族連れで旅行したい、こういうことも、一般の旅費ではとうてい手も足も出ない、こういうときに一番利用したいこういうホームであります。簡易保険の加入者は全国にほとんどどこまでもありますから、安直に泊まれる加入者のための保養施設的なものを全国にもっとあちらこちらに建設してもらいたい、こういう苦情と申しますか、希望といひますか、そんな声を非常に耳にいたします。そこで、簡保のこれらの福祉施設の現況と、これを拡充する将来の見通しといたしたものをお聞かせいただきたいと思ひます。

が三十七年の四月に創設されて、現在はこの方面の仕事を事業団で取り扱つておるのでございます。

この事業団の資金源は、ほとんどが簡保会計に求められておりまして、資本金は全額政府出資にかかる現金と現物、それから運営に要する費用は、これは施設の利用料金のほかに、毎年度交付金というものをもらつてまかなうということになっております。資本金は、三十九年二月底で二十七億三千五百万円余りになっております。

現在事業団が運営いたしております施設は、加入者ホーム六カ所、保養センター一カ所、診療所が二十九カ所となっております。今年度から継続工事のもの、来年度新たに着手するもの、あるいは土地の買収といったようなものについて御説明申し上げますが、現在加入者ホームといたしましては、第六次の白浜までが完成いたしました、それに引き続きまして、七次、八次、さらにはこれが第十次加入者ホームの建設ということが、大体三十九年度中に完成いたします。それから保養センターは、三十九年度中に第五次までのものが完成見込みでございします。それから来年度予算におきましては、さらに加入者ホームの土地なり保養センターの土地の買収といったような予算が繰り込まれておりまして、私どもといたしましては、これを各府県に一カ所、ホームないしセンターのどちらかがあつたというふうな姿に持つていきたいというふうな考へております。

そのほか診療所というものが、これは従来から二十九カ所ありますが、これの運用面におきましては、一般の医療施設もだんだん整備されておる現状

でございますので、老人向きの人間ドックといったようなものに主眼を置いた診療、それから無医村方面を主とした巡回診療、こういうほうに重点を向けてまいりたい、かように考へておるところでございします。

○小淵委員 最初の質問に逆戻りするようですけれども、最初に質問いたしました保険金の引き上げの件についてなんですが、その中でちょっと問題点があるんですが、簡易保険は明治の末期から大正の初めのころ、当時民間生命保険などといへば、なかなか低所得階層では、これはかけるというような者がなかつたので、このような民間保険を補充するために創設されたのだと聞いておりますが、先般経済企画庁から発表されました国民生活白書にもありましたが、最近では、いわゆる低所得階層といふものが非常に減つてきて、中間層がふえてつあるということが目立つておるようであります。このような社会経済情勢のもとで、民間保険でも簡易保険でも保険保護を高めようとしておられるのでありますが、簡易保険の創業当時の理想といひますか、民間保険を利用できない階層の救済という精神は——今回保険金を最高制限額を百万円に引き上げるといふこと、このようなことは簡易保険の理想にも矛盾するようにも思ひます、また、特に最低限度五万円に引き上げるといふことは、低所得者に対して、保険加入の門戸をいたすに閉ざすような結果になるようにも思ひますが、この点についてお答えしていただきたい。

○田中(鎮)政府委員 今回最低制限額を一万円から五万円に引き上げた、こういうことで御審議を願つておるの

でございますが、これは低所得者層に對して門戸を閉ざすといったような考へは毛頭ございせん、現在の一般の社会経済情勢その他から判断いたし、また現実に新規契約の実情を見てみますと、一万円という金額は、先ほどもちょっと触れたのでございますが、保険金として価値があるかどうかという点が、まず問題になると思つてございませう。せっかく満期あるいは死亡の場合の保険金が一万円、いわゆる保険としての効果が薄いという点は、一応考えられると思つてございませう。それから、そういう趨勢で実際の新規契約の状況を見ますと、五万円未満の契約というものがきつめて少ないということも事実であります。それから、これはあまり強調するのはいかがと思つてございませう、事業の経営の面から申しまして、そういった金額の低いものにつきましては、高額のものに比較して、実際の取り扱ひの経費は同じというふうなことで、経営上どうしても高額の良質な契約獲得ということが一番望ましいこととございませう。以上のような観点から五万円に引き上げたい、かように考えておるわけでございます。

○小淵委員 これをもつて大体私の質問を終わらせていただきますが、ただ、この改正案提出にあたっては、大臣も強い御決意を持って提案されておるものと思つてございませう。それで、私もこの問題についていろいろの方に、郵政行政に携わる者、あるいはまた保険を直接かかておるような方、また、すべての方々にお話ししてみても、この百万円に上げるという金額についてはいろいろの議論もあつてございませう。

れども、その引き上げること自体に對しては強い熱望があるように考えております。そこで、いま一度大臣のこの改正案を通すという強い御決意を承つて私の質問を終わらせていただきます。

○古池國務大臣 ただいままで御説明申し上げましたように、今回の簡易生命保険法の改正によりまして、保険金額の最高限及び最低限が上がり、業員もさらに意欲を新たにいたしました。国民の皆さまに十分にその趣旨も普及し、加入を勧誘いたしまして、事業をますます発展をさせ、ひいては、これがまた国民各位のところに戻つてまゐるわけとございませうから、さうな意味で、今後この法律の当初の目的、趣旨を十分貫徹するためにそつて努力いたしたい、そういう意味合いから、この一部改正法案のすみやかなる成立を期待し、またお願いをいたしたいと存じます。

○加藤委員長 上林山榮吉君。

○上林山委員 この際大臣に政治問題でございませうから伺つておきたいと思つてございませう、簡易保険制度が日本にしかれて何年になつたと思つてございませう。その当時における民間保険の実情はどうであつたかとあらうなつておられますか。まずこれを伺つて、最後にわづかばかり聞いておきたいと思つてございませう。

○古池國務大臣 大体生命保険制度というものは、明治以来外国の制度を取り入れて普及をさせてまいつたわけでございますが、御承知のように、明治の末、大正の初めごろに大いにこの保険思想を普及して、国民大衆に加入してもらう必要がある、それは民間の保険会社だけでは必ずしも

十分でない、やはりこれをほんとうに国民に親んでもらい、また簡易な手続で入つてもらふ必要がある、こういうことから、郵政省の先輩各位が非常な苦心をされ、また国民の皆さまもこれに共鳴をされまして、さうして大正の初めに——大正五年と存じますが、この制度が発足したことは御案内のとおりでございます。

その当時民間保険はどうであつたかといひますと、今日のようなすばらしい発展を示してはおりませんでした。その後の簡易保険によつて、全国津々浦々の郵便局を活用して、この普及にあたりましたために、これが国民の皆さまの間に保険思想の普及という点から大きな寄与をいたしたと存じます。それがまたはね返つて、ひいては民間保険の発展の基になつた、かように存じておる次第でございませう。

○上林山委員 ただいまお述べになつたのとおりであることは私も承知しておるのですが、私が聞かんとする点は、育成途上にあつた民間保険を圧迫してはならないという配慮から、いわゆる金額等に対して最高限の規定を設けていたのだ、それがだんだん時を得たにもかかわらず、五十万だ百万だといふふうな遠慮しながら上げていくとつておるわけですか。だから私は、この際やはり認識を新たにしていくなければならぬかと思つてございませう。今日の民間保険の発展ぶりというものはすばらしいものがある。外国の保険制度をみるまでもなく、日本の保険制度、民間保険の発展ぶりは非常なるものです。私は時間があれば、この問題を簡易保険との関連において少しあなたと研究してみたい

たわけですけれども、時間がありませんから申し上げませんが、保険制度の、ことに民間の損害保険に對して、あなた方はこれだけもうかつておるじゃないか、だからそのもうかつておる金をひとつ住宅建設資金に回しなさい、さうしなければ利率の問題についてわれわれはにわかには賛成いたしかねるという強い議論を、ここに各会社の社長に来ていただきまして、ひき詰り談判が実を結んだと言ひませう。幸いそのときにわれわれに確約をしたことを民間保険が実施して、現在政府の住宅資金に年々何億円かずつ出しております。これは御案内のとおりでございませう。さういふような発展ぶりなんです。このときに、いまもつて簡易保険制度に制限をつけておかなければならぬという政治家的感覚、大臣としてこういう根本的な問題を掘り下げて比較検討されたことがあるかどうかという問題、これは事務当局は非常に遠慮がちです。世間に対して非常に遠慮がちです。またそれぞれ手を回した圧迫もあります。さういふことから非常に遠慮しがちになる。しかも集めたものは原資として社会公共のために、地方民のいろいろな経済発展のために使つておるわけですか。さういふ意味において、いままでもこの制限制度というものを金科玉条として踏襲していかねばならぬものか、もう、の辺でカーブを切つていい時期じゃないかという政治家的判断をお聞きしておきたいと思つてございませう。これは将来五年、十年たつたら、この議論が実を結んでこなければならぬ問題だと思つておるのですが、この辺をひとつ権威ある答弁を願ひたい

い。ただ思ひつきでなくて、きょうできないならまたあとでつけようです。○古池國務大臣 御意見もここにございませう。たまたまあると存じますが、ただ考えなければならぬことは、政府の管掌しております事業は、その名のとおりの簡易保険であります。したがつて民間保険は、最近はいま簡易保険のやり方を見習つてこられたようでありませうけれども、本来は、民間保険は必ず医師によつて健康診断をした上で保険の契約をするというのが本則であります。ところが、簡易生命保険におきましては、当初から無審査要するに直接だけで契約を結ぶという特色がありました。これが民間と政府の簡易保険との大きな違いであらうと存じます。したがつて、無審査であるからには無制限にばく大な金額の保険金の契約は、これはちよつと軽々に断ずることはできないのではないかと。しかしながら、社会経済情勢はどんどん進んでまいつておりますから、漸次その情勢に合わせて金額を向上させていく。さうして無審査保険でも、大体この程度に金額ならば、死亡生残表その他から考えまして、これだけの保険料率でいけば事業として危険ではない、健全な経営ができる、さういふ見通しを立てた上でやつておりますから、いま直ちに最高限をはずすということとはどんなものかと考えております。

○上林山委員 私は、基本的な問題ないしは、政治家的な根本的な考え方を聞いておるわけで、いま直ちに今回の案を修正してまで最高限をはずせという意味ではないんです。しかし、いまあなたの述べられたその中にもう矛盾があるんですよ。というのは、無審査

は、基本的な問題ないしは、政治家的な根本的な考え方を聞いておるわけで、いま直ちに今回の案を修正してまで最高限をはずせという意味ではないんです。しかし、いまあなたの述べられたその中にもう矛盾があるんですよ。というのは、無審査

だからこの程度でいいんだという御議論です。これは民間保険もすでにこの程度のことは無審査でやっておるわけですね。だからそれは金科玉条的なものにはならないわけですね。有審査でも別途にそれだけの研究をして、やがてはやってもいいではないか。それが民間保険に押し付けられるかぬかということが問題です。私は今ではもう民間保険の圧迫にならないという見解を持っておるわけなんです。それでいまあなたが比較された民間保険には無審査がないんだ、簡易保険だけ無審査があるんだというふうにとられる考え方は何かのお間違いだと思ひます。やはり速記録に残るから、そういうことはひとつ明確にしておきたいと思ひます。

○古池国務大臣 私に先ほど御答弁申し上げましたのは、本来簡易保険は無審査であり、民間保険であり、民間保険は有審査であったのが、最近では民間保険もこの簡易保険を学ばれて、その一部として無審査もあるということを示し上げましたから、これは速記録にはつきり残りますので、よくごらんくださればわかると思ひます。

なお、ただいまの上林山先生の御意見は御意見として十分私は尊重して今後の施策の参考にいたしたいと存じます。

○加藤委員長 木部君。

○木部委員 ただいま議題となつております簡保の一部改正につきまして若干の質問をいたしたいと思ひます。

現在簡保の全体の契約は三兆円以上あると承つておりますが、今回のこの引き上げないしは新種保険の創設によりまして、一年間でけっこうですが、どのくらい上回つて契約ができると思ひ

う見込みなのか、お答え願ひたいと思ひます。

○田中(鐵)政府委員 私どものほうでは、予算編成の際に、新規契約の目標と申しますか、第一回保険料を積算したものを基礎にして予算を編成するのでございまして、来年度は三十二億といたして組んでおるのであります。このうち、今回の引き上げ並びに新種保険の創設はどの程度繰り込まれておるかという点につきましては、初年度の周知宣伝あるいは従業員の指導、特に新種保険におきましては、全くいままでに見ない新しい制度でありまして、これがどの程度伸びるか、また従来の養老保険がそれに振りがわるものもかなりあるかと思ひますが、そういう点を考慮合わせまして、非常に内輪に見積もった金額がそのうちの二億でございます。これは年間に引き延ばしますと十一億ということになるわけであり

○木部委員 ただいま局長のお話のうちに、当然ふえた方が予算にあらかじめ計上されておると思うのですが、その点財投資金その他政府資金に貸し出すものがふえてくるのかどうかお尋ねいたします。

○田中(鐵)政府委員 先ほど十一億と申し上げました、そのうち事業費その他を差し引きますと、初年度は九億という計算になるわけでありまして、三十九年度の実績が四十年の財投計画の原資になるわけでありまして、たまたま三十九年度はいわゆる集中満期のピークということで保険金、剰余金の支払いが非常に多額に出るわけであり

○木部委員 簡保の利回りが民間保険に比べて非常に低いということを私は

いうものはここ数年に見ない非常な減少を来たすわけでありまして、三十九年度の財投に比較いたしますと、五百億程度はワクとしても減少するのではないかとこの点を私は非常に心配しておるのであります。これら減少を幾らかでもカバーしたいということをして今回の引き上げの中に私も含めて期待しておるのが実情でございます。

○木部委員 あとからだんだん質問することにしては、御承知のとおり保険の外務員の報奨金が現行でもあるわけでありまして、そこで、現行では掛け金の三四％、それから十年満期に対して千分の一、十五年以上は千分の三というふうになっておりますが、組合員ないしは外務員のほうから、保険金が上がったことによつてその報奨金も上げてもらいたいというふうな考えも当然出ると思ひますが、その点に対してのお考えを承りたい。

○田中(鐵)政府委員 ただいまの御質問は募集手当の關係かと存じますが、これにつきましては、数年前に家族保障が創設されたときに、そういう手当の引き上げという要望もあつたようでありまして、その当時は、純粹に家族保障の手当引き上げという形ではなくて、現行の募集手当のように、保険料建てと保険金建てという姿で組合と話がついたようでございます。これは団体交渉で定められる問題でございます。現在募集手当の支給率を引き上げてももらいたいという要望は出ておることを私も承知いたしております。ただこれをいかに処理するかということには目下慎重に検討中でございます。

○木部委員 簡保の利回りが民間保険に比べて非常に低いということを私は

耳にするわけでありまして、そこで簡保の金の大多数を占めます中産階級と申しますか、大衆の方々が、簡保に加入しても民間よりも割に損だというふうな考え方を起こさないように、大臣として利回りの向上策等につきまして何かお考えをお持ちかどうか、お尋ねいたします。

○古池国務大臣 御承知のように、簡易保険の積み立て金の運用につきましては、あくまで確実である、さらに有利である、またこれの運用先については極力公共の目的に合うように、こういうような基本的な方針がございまして、したがって、今日までこの方針に基づきまして運用をやつてまいつたのでございまして、さらに十分に慎重を期する意味において、簡易保険の積み立て金の運用審議会がございまして、この審議会の御審議を経て行なう、こういうたてまえになつております。もとより、確実であり、かつ公共的である以上は、できるだけ有利に利回りを高くしようと考えておることは申すまでもございせん。

○加藤委員長 引き続き、郵政事業、郵政監察、電気通信、電波監理及び放送に関する件について調査を進めます。森本君。

○森本委員 大臣にお伺いしますが、金鐘泌氏が来られて、日本と韓国との間の問題が政府との間においてだんだん進んでおるようでありまして、これは前に私が予算委員会あるいは当委員会において問題にいたしましたように、現在当委員会として韓国との間に問題になります事項は、要するに電

波、放送に関するところの特に中波の問題についての韓国と日本との意見の対立、それから釜山一対馬間におきまして、この海底ケーブルの帰属問題、さらに郵便の今後の取り扱いという問題、この三つになつてくるわけであり

○古池国務大臣 この問題につきましては、先般の予算委員会におきましても御質問がございまして、私からお答えを申し上げておいたのでございまして、間において会談を進められておられます。現段階においては漁業問題が主たる問題としていま会議が続けられておるのでございまして、この日韓間のケーブルの關係につきましては、すでに平和条約におきましても定められておりますので、その基本的な考え方から従つて、今後日韓間で話し合いを進めていくという段階になつてまいと思ひます。この問題は外務省において取り扱つておりますので、私どもとしましては、その資料あるいは要求項目等については十分に打ち合わせをいたしまして、会談そのものの内容といたしましては、今日まで具体的にきまつたという問題はございせん。その点まではまだ進んでいないというふうにお答え申し上げます。

○森本委員 そういたしますと、日韓の交渉が妥結をしたときに一応この問題も解決がつくというふうなお話が外



であります。その方向において鋭意解決をつけるように努力いたします——そのときには自民党の諸君も拍手しておられます。ところが、その肝心の内容が全然話をせられておらぬということでは、われわれ委員としてははなはだ納得がいかなるわけでありまして。これは同時に解決をつけるということも言っておりますから、そういうむずかしい問題でございましてならば、すでに相当の——一回や二回の瀬踏み話はあつてしかるべきだと思ふのです。なるほど話は、外務省あるいは向こうの外交交渉にゆだねられるでありましよう。しかし、御承知のとおり農業問題については、農林大臣が向こうの農林大臣と話をしておる、さらにその下の事務当局が話をしておる、こういう段階になつておるわけでありまして。だから向こうの外務省とこちの外務省が、日韓会談については話をしていくにいたしまして、その下部機構としては、当然郵政大臣と向こうの通信関係の者と話をする、あるいはその下の電気通信監理官と向こうの専門家が話をする、こういう話があつてしかるべきであります。そういう話が全然なされておらぬということについては、われわれとしてはこれは不可解きわまる。もつともそれは日韓会談が全然妥結をする見込みがないけれども、池田三選のために一生懸命やるようなことをしておるということであるとするならば、それはそれでけっこうであります。しかし現実に向こうの実力者であるところの金鐘泌氏が来て、会談が進んでおるということとを新聞でわれわれは見ますから、この通信委員会に關係のあるこの具体的な内容について

はどうなつておるか、こういうことを聞いておるわけでありまして。それを、順序があるから、まだ順序が来ておりません、こういう御答弁でありますから、そんな順序はどうなつておるか、いつごろになるか、こういうことでもあります。

○古池國務大臣　ただいまの御趣旨はよく私も理解をいたしましたので、御趣旨を体してすみやかにこの問題を取り上げて妥結をいたすように努力をしたいと思ひます。

○安宅委員　関連。それでは大臣にお聞きしますが、郵便貯金、簡易保険、そういうものが請求権の中の主たるものだということを政府は前に答弁しておつたのですが、それがだんだん話が交わつてきて、何か包み金だとか、祝金だとか何だか知らぬけれども、そういうこととやらというふうになつた。そうすると、何番目だか知らぬけれども、順序があるとあなたは言われるのですが、そういうものを含め、海底ケーブルを含め、こういう案が郵政当局にあるんだというのを——外交交渉は外務省がやるとするならば、その意見を言つたことがあるのかどうか、これが一つ。

もう一つは、日韓会談には順序があるとあなたは言うけれども、日韓会談は始まつてから何年になるのか、それを二番目にお聞きしたい。

○古池國務大臣　外務省と郵政省とは事務的に常に連絡をいたしておりますので、ただいまのような問題も当然外務省には十分話をしておるわけでございます。日韓会談はもう始まつてから相当長い期間にわたつて根気よくやつておるわけでございますが、まだ今日まで不幸にして妥結の機会に至らなかつた、こういうわけでございます。今回はぜひとも妥結させたい、こう考へておるわけでありまして。

○安宅委員　順序が来ないというののは、二、三日前から始まつたのなら順序が来ないという言いわけもできるけれども、十年たつておるでせう。

それじゃ何番目になつておるのですか。五百番目くらいですか。そんなばかな話はない。そうしてもう一つ、さつき、いろんな意見を言つておると言つたけれども、森本委員の発言した前の議事録を見てください。郵便貯金は何があるか、外務省から連絡があつたのか、あなたのほうはありますか、郵政当局は全然知りません、こういう答弁をしておる。ちゃんと議事録に載つておる。だからつかみ金でやるんだという意味の答弁をしておるのですか、これはどうですか。

○古池國務大臣　郵便貯金の問題につきましては、大体その金額の確認は実際上できておらぬというのが事実でございます。

○森本委員　そこで、この海底ケーブルの問題については、それじゃ一体いつごろから交渉にかかるといふのですか。

○島山(一)政府委員　まだ私のほうでは聞いておりません。

○森本委員　これはやっぱ大臣は國務大臣として閣議に列席しておるわけでございますから、その都度それぞれ閣議で報告があつておるわけでありまして、一体この問題はどうかしてこれとあることを閣議であなたは発言したことがありますが、忘れておつたんじゃないですか。

○古池國務大臣　もとよりかような重大問題を忘れておるはずはございません。しかしながら、閣議の内容につきましては、言明することをごかんべんいただきたいと思ひますが、ただいまの御注意もありませんから、さらに外務省と連絡を——そう緊密にいたしまして促進をするようにいたしたいと存じます。

○森本委員　いままでこの問題については全然日韓会談の中における話題にはまだのぼつていないということですね。一つ一つ確認していききたいと思ひますが……

○島山(一)政府委員　海底ケーブルの問題につきましては、このたびの日韓会談が始まります前に、日本側の主張につきまして外務省と事務的な打ち合わせはいたしました。

○森本委員　外務省と打ち合わせはしたけれども——それは日本の外務省と打ち合わせはしたけれども向こうとの話は全然まだしておらぬということですね。

○島山(一)政府委員　私のほうではまだこのたびは向こうとの話はしておりません。

○森本委員　そうしますと、順序があつてこうやるという大臣の話は、一体その順序というのは、どういう順序になつておるのですか、大臣。

○古池國務大臣　まず最初に漁業問題をやりまして、あとは適当にやる……。(笑聲)

○森本委員　こゝは座談会でも何でもありません。国会ですから、やはり国会は国会らしくお互いの質疑応答をやつてもらはないと——これは別に漫談や漫才をやつておるわけではございません。だからあまり委員会を愚弄したような答弁はしないようにしていただきたい。最初うそを一つ言つたら、次から次へとうそを言わなければならぬことになるわけですね。最初に私が質問をしたときに、このことについてはまだやつておりませんでした。予算委員会においてそういう注意があつたにもかかわらず、やつておりませんでした。それではさつそく外務省を通じてやるようにいたしますと、こういうことになれば、それは質問が軌道に乗つてくるわけでありまして。それをあなたのほうが何とか切り抜けようと考えて、順序よくやろうと考へておる。順序があると云うから、その順序が一体いつかということになる、適当な順序なんだ。全くこれは漫才か漫談みたいな委員会になつてしまつておるわけでありまして。それは神聖な委員会の審議にはならぬと思ふわけでありまして。だから私は、いま申し上げましたように、この問題については、すでに何回も警告も発しております。郵政大臣としては即刻この問題については具体的な交渉に入るなという、あるいはやらなければならぬということとでつこうなんです。しかし、かりにこの問題が解決つかない場合は、これは総理大臣の言明ではつきりとしたしておりますことは、すべての問題を解決をつける、ただしその場合に、放送と電波の問題についてはITUの問題があるから、この問題は別であるということ、一応私のほうとしても質疑の中で了つていたしましたけれども、海底電線の問題については、はつきりと日韓会談の中に含まれておる、これが解決をつけないければならぬということとを答弁しておるわけでありまして、これが解決がつかない

ければ、これは会談の妥結ということにはならぬわけであります。その点から考えましても、これは非常に重要な問題でありますし、私は、大臣がもう少し真剣に取り組んでもらいたいというふうに考えるわけであります。さらに実際問題として、日本と韓国との問題が具体的に折衝に入つた場合、釜山と対馬との間において、この平和条約の第四条で二分するという考え方にはついては、あくまでも日本としては譲り得ないというをはっきりこの際確認をしておきたい、こう思うのです、大臣どうですか。

○古池國務大臣 その精神によりまして、今後交渉を進めてまいりたいと思ひます。

○森本委員 それから、さらに具体的な問題として、これがかりにそういうことで妥結をした場合の国内的な手続はどうなるわけですか。要するに、国内的な手続としては、これは国際電電に移管をせられるということになるわけですか。

○古池國務大臣 この問題は今日現在電電公社の資産になっておると考えておりますが、解決後におきましては、十分検討いたしまして、誤りのないように処置をしたいと考えております。

○森本委員 いや、検討いたしましたというよりも、現在の法律においては外国との通信は国際電電が保つというところになっておるわけであります。たまたまこの問題については平和条約の第四条においてきまつておるけれども、具体的にまだこの問題についてははっきりしたことがないから電電公社の未整理財産になっておるわけであります。

しかし、現実の問題としては、やはりこの解決をつけた場合には、当然これは国際電電話公社に移管をせられるということにならうと私は法律上は考えるわけでありますが、大臣その点はどうですか。

○古池國務大臣 国際通信の關係でありますから、ただいまお話しのようなことが筋の通つた議論であらうと思ひます。ただ問題は、そのケープルそのものが今後十分に利用にたえるかどうか、またこれを補修して使うというやうなことが相当はる大な費用を要するやうな問題もありまゝるので、それらの点も今後十分検討を加へたい、こういうことを申し上げたわけでございます。

○森本委員 これは現在すでに使つておるわけであります。これは電電公社とアメリカ軍との間において協定が結ばれて、すでにこれがアメリカ軍の用に供せられておるわけでありまゝるから、かりにこれがはつきり帰属がきまつた場合においても、いまのままでも使えるわけでありまゝす。そこで、使えるけれども、それでは具体的に日本と韓国との間の公衆通信に使うかどうかという問題になってくると、これはまた問題は別になつてきます。なつてまいりますけれども、それは韓国とやういふ相手があることでありますから、韓国との問題になつてまいりますけれども、いづれにいたしまして、平和条約の第四条によつてこれが解決がついたということになつた場合においては、日本の国内法においては、これを電電公社の財産として置いておくという点については筋が通らぬじやないか。

その場合には国際電電に移管をして、国際電電とアメリカ軍との間にさらに協定を結ばなければ、あるいはまた国際電電と韓国との間における協定が結ばれるなり、そういうふうなかつこに法律上はなつてくるのではないかとこのことを聞いておるわけでありまゝす。

○古池國務大臣 確かにアメリカ軍が使つておつたことは事実でありますけれども、昨年これが切れてしまひまして、いまではもう使えないものになつております。

○森本委員 そういたしますと、これはその後全然修理をいたしておりませんか。

○古池國務大臣 昨年の五月に切れてから以後修理はいたしておりません。

○森本委員 その五月に切れたのはどここの間ですか。

○古池國務大臣 正確にはわかりませんが、韓国側でございます。

○森本委員 釜山と対馬間の韓国側でございますか。

○古池國務大臣 そのとおりでございます。

○森本委員 これは一度修理のときに相当問題になつたわけでありまゝすが、いづれにいたしましても、これはこのまほうつておいたら、昔の青島線あるいは上海線と同じやうな形になるのではないかとこのやうに考えるわけでありまゝすが、私は将来これは使うやうに考え方であるとするならば、当然修理をすべきであるというやうに考えるのですが、その点についてはアメリカ側からの要請はないのですか。

げましたとおり、昨年の五月に切れて、電電公社とアメリカ側との利用契約は八月に廃止しております。そういう状況からしましてアメリカ側はさしあたりは使う意思はないものと見ております。

○森本委員 日本側としてはこれらはもう財産権としての使用価値がないと見ておるわけですか。

○古池國務大臣 ただいまのところ通信線として使用する考えはございません。

○森本委員 全然使用価値がないと見ておるわけですか。

○古池國務大臣 アメリカ軍に使用されておりましたので、先ほど申し上げましたとおり、韓国側で切れておるわけでございますが、実際にどういう状態になつておるかはつきりいたしません。いままでのところやういふ事情もございまして、いまのところ利用する考えはございません。

○森本委員 いまのところございませんとやうが、一体これをどうするつもりですか。それじゃ現在これは未整理財産として財産の価値は幾らになつておりますか。

○古池國務大臣 帳簿上は八百八十万円でございます。

○森本委員 その八百八十万円というのはいつの単価ですか。

○井田説明員 公社発足のとき電氣通信省から引き継ぎましたときの帳簿価格そのままでございます。

○森本委員 いつですかそれは。その八百八十万円というのはいつの単価ですか。昭和何年の単価ですか。

○井田説明員 再評価ということはいしておりませんので、建設いたしま

した当時の財産がそのまま帳簿に残つておる、こういうやうに推定いたしません。はつきり確認いたしておりませんけれども……

○森本委員 これは松前さんがまだおつた時分だろと思ひますが、それはいつですか。

○井田説明員 対馬——釜山間の第一ルートは昭和十二年七月でございませう。第二ルートは昭和十八年の六月でございませう。

○森本委員 そういたしますと、このケープルは切れたからもうそのままほうっておく、こういうことですか、大臣。

○古池國務大臣 いまはそのまゝになつておりますが、この公談によつて妥結いたしました暁においては、このケープルを修理して使うか、あるいは廃止するか、十分に検討いたしてみたいと考えております。

○森本委員 十分に検討したいと言つても、いまこちらのほうの基地から見れば、これはどの程度切れておるか、どうなつておるか、その切斷箇所の点についてはわからぬにいたしまして、向こうの陸上基地とこちらのほうとの間においては一応の想像はつくと思ひますが、いづれにしても、この問題について私が聞きたいのは、一体どういうやうにこれを解決をつけていくやうとされておるか、さっぱりあなたの方の考え方がわからぬわけでありまゝす。幸い、ちょうど去年の五月に切れた、ほうっておけ、それはいいこつちやというやうなことで、どうもそういうやうな印象に受け取れるわけでありまゝす。この八百八十万円が昭和十二年の単価であるとするならば、これは金

あいを見なければわからぬと思いますけれども、相当多額の修理費を要するのではないかと。おそらく一億以上もかかるのではないかとというようなことも聞いております。そうなりますと、いまここで日韓会談がまだ妥結しない間に、それだけの多額の経費をかけて修理するということは、これはよほど考えねばならぬ問題であると思います。したがって、日韓会談の妥結を持ちまして、この海底ケーブルを従前どおり修理をして使用に供するか、あるいは今後は無線通信に重点を置いていくかとかというふうな通信方式の基本的な問題にもかかわってくることでありますし、それからまた、国内の問題だけではなく、相手国のあることでもありますから、相手国の意向も十分聞きながらこの問題は処理していかなければならないというふうに考えておりますわけでございます。

○森本委員 それは大臣もくろうとでありますからよく御承知のとおり、無線だけによる通信というものは、韓国との間においてはあり得ないのですよ、はつきり言って。やはり有線網の通信施設か、あるいは、これは海上を通りますからマイクロはできませんけれども、そういう施設が当然でなければならぬ相手側なんです。そういう点を考えた場合に、別途の新しいケーブルをしくというふうな考え方があるとするならば別ですよ。しかし、そうでなしに通信線を確保するということになるとするならば、やはりこの海底ケーブルは生かしておいたほうが得なんです。もっとも、これは使用にたえない、だからこれを修理する費用がこれこれかかる、そのかわりに

これだけのケーブルを日本と韓国との折半で布設したならば、このほうが有利であるということであるとするならば別ですが、そういう検討をしたことがあるかどうかというのを聞いておるわけです。いままでのあなたの方の答弁を聞いておきますと、その場でその場で答弁をしておりますけれども、とにかく去年まで使っておった。去年切れた、ほうっておけということではうってしまつてあつた。そこで韓国との間における会談が成立して、その後において十分ゆつくり考えていこう、こういう考え方でしよう。私の言っておるのはそうではなくして、通信の問題については、現在までもすでに海底電線というものがあつた。それが切れた。それならそれについては一体どうするかということについても検討してみたいことがあるかどうか。韓国との間における通信系統というものをどうしたらいいか。あなたがおっしゃつたように、無線だけではこれは不十分であるということ、当然言えると思ひます。だから、そういう点の総合的な検討というものがほとんどなされておるから、私はくどいように質問しておるのではありません。一体今後の韓国との間における通信というものをどう考えておるのか、こういうことなのであります。

て実用に供していくか、あるいはこれはスクラップとして、新しく最新の技術によるケーブルを布設していくがよいかというような面におきましては、技術的にも、あるいはまた経済的にも、もろもろの観点から検討を加えていかなくちゃならぬと存じます。さらにまた、この問題は、ただいまも申し上げましたように、日本国だけできめ得る問題でもございません。相手の韓国の意向も十分に考えながら、相手国と相談しながらやっていかなければならぬ国際通信回線でございますから、それにはまずその前提として、この日韓会談を妥結させて、まずこのケーブルの所有権の問題を確定して、その上で具体的に技術的あるいは経済的問題にまで立ち入つて会談を進めていく、これが順序である、かように考えておる次第でございます。

○森本委員 そういたしますと、この結果は、新しくケーブルを布設をするというところか、あるいはこのケーブルを修理をしてやるということについて今後問題が残る、こういうことになるわけですね。

○古池国務大臣 ケーブルに関する限りは、そういうことであらうと存じます。

○森本委員 そうすると、新しくケーブルを布設をするということになった場合には、当然国際電報がやつていく、こういうことになるわけですね。

○古池国務大臣 そのとおりと考えます。

○森本委員 これがそのまま廃棄するということになりますと、法律的にはどういふ条項を適用して廃棄になりますか。

○井田説明員 公社法の第六十八条であつたと思いますが、重要な通信線路等につきましては国会の議決を要するということになっておりますので、その手続によつて処理をする、こういうことになると思ひます。

○森本委員 第六十八条は、譲り渡し、あるいは交換をしようという場合に承認を得るのであつて、廃棄の問題については触れておりません。だから、いまこれを国際電報に移管をするという場合には第六十八条が適用になりますけれども、実際問題として線が切れたからやめだ、廃棄処分だという場合には、一体どの条項に当てはまるのか、こういうことであつます。

○井田説明員 ちょっと私いま間違つた答弁をいたしました、確かに第六十八条は譲渡と交換の場合だけでございまして、資産を廃棄するといふ場合には、公社の会計手続によつて処理をすればよろしい、こういうことになるかと存じます。

○森本委員 だから、その公社の手続はどの条項に当てはまってくるわけですか。小さな問題は別として、そこに浅野君がおりますが、第六十八条に該当するところの幹線である、こういうことを答弁をしております。そこで六十八條に匹敵するようものを廃棄処分をする場合にはどの条項によつて廃棄処分になるのか、こういうことを聞いておるわけです。普通の碍子をつつや二つ廃棄処分にするならば別であります。まず最初に六十八條に匹敵するものでありますといふことを當時の電気通信監理官も答弁をしております。そこで、いまだだ聞いておりますと、六十八條は適用にならぬこと

になるわけでありまして、そこで、その場合には、一体こういう重要な幹線を廃棄処分にするといふような例はいままでありませんから、もしそういうことになるとするならば、どの条項になつてくるか、こういうことです。

○井田説明員 その点、まだ確たる結論を得ておるわけではございませんが、別のルートができますならば、たとえば公社の自動改式をしたあとの局舎に匹敵するような要らなくなった施設といふことになりまして、公社の会計処理だけでよろしいのではないかと思います。

○森本委員 それは局舎の問題であつて、第六十八條は、「公社が電気通信幹線及びこれに準ずる重要な電気通信設備」とありますから、この中の「電気通信幹線」と、これに当てはまる。だから国会の議決を経なければならぬ、こういうことになつておるわけでありまして、だから、具体的に廃棄処分にするという場合には、これは一体どうなるのだらうといふことで考えてみましたけれども、考えが及びつかぬから、公社のほうがかつと詳しいと思つて聞いたわけですが、公社のほうもあまり詳しくないといふことでありますから、いずれまた日をあらためて聞くことにいたします。

それから、このいわゆる海底ケーブルの問題については、先ほど来から答弁を聞いておりますと、実際問題として、あまり真剣に郵政省側も取り組んでおらぬといふことがはつきりうかがえるわけでありまして、その点については、やはり郵政省としては、いまだ少し真剣に公社側と話し合ひをして、そうして取り組んでもらいたい。それから

廃棄処分になる見通しがあるとするならば、廃棄処分になるような見通しである、あるいはまた、新しいケーブルをつけなければならぬならぬ、あるいはどういふことにしなければならぬとか、もっと確固たる韓国との間における有線電気通信というものをどうするかといふ一つの政策を立案することが必要である。そういう政策というものがあるのか、そういうことがはつきり言えるのではないかと。こういう点からいたしまして、私が考えておりますと、まことに心細い限りであるといふように考えますが、賢明なる大臣でありますから、本日の委員会の質疑応答を通じて、さつき具体的な検討をお願いしたいと思ひます。さらにこれ以上この問題について――まだ郵便の問題と放送の電波の問題が残つておりますけれども、もう昼になりましたので、一応この辺で私の質問を打ち切ります。

○加藤委員長 次会は明二十六日午前十時から理事会、理次会散会後委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時二分散会